

事 務 連 絡

令和3年4月28日

各都道府県バス協会事務局 御中

公益社団法人日本バス協会業務部

バリアフリー整備にかかる当事者参画等の留意事項について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局旅客課より、「バリアフリー整備にかかる当事者参画等の留意事項について」の通知がありました。

施設のバリアフリー整備に関して、先般、障害当事者等のご意見等を十分に踏まえずに施設整備を行った結果、供用直後に再改修が必要となった事例※が発生したとのことです。

※エレベーターの改修工事にあたり、油圧式からロープ式に変更して改修する際、かごの小さいサイズのエレベーターを導入したため、使用開始直後、利用者からの改修要望が寄せられた結果、事業者が再改修する方向で検討することとなった事例。

つきましては、障害当事者等が安心して移動し、施設を利用することができるよう新設・改修を問わず、可能な限り障害当事者等のご意見をあらかじめ丁寧に向った上で、バリアフリー整備を行うよう貴協会傘下会員事業者にご周知をいただきますようよろしくお願いいたします。

(お問い合わせ先)

公益社団法人日本バス協会
業務部 稲田・松浦

TEL : 03-3216-4014